

# かかりつけ医機能 報告制度に係る 報告方法について

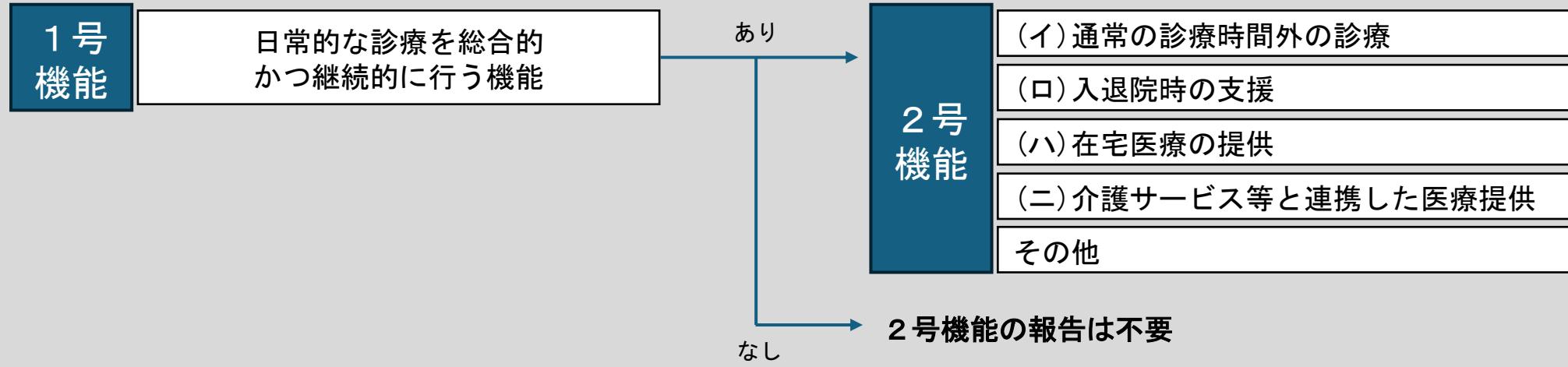
京都府健康福祉部医療課

- G-MISへのログイン方法について
- 報告方法について
- よくあるお問合せについて
- 注意事項について

# 報告を行うかかりつけ医機能について（1号機能及び2号機能）

- かかりつけ医機能報告は、大きく、下記の1号機能と2号機能に分けられます。
- 1号機能を有する医療機関においては、2号機能についても報告を行うこととなります。

## かかりつけ医機能報告の流れ



## かかりつけ医機能が「有り」となる要件

<1号機能>

- 以下の報告事項のうち、(★) を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが1号機能を有することの要件となります。
  - 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること (★)
  - かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
  - 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること (★)
  - 一次診療を行うことができる疾患
  - 医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む） (★)

# 「具体的な機能」及び17の診療領域とは

① 繼続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を  
総合的かつ継続的に行う機能（1品種的）

**具体的な機能** 繼続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能<sup>8</sup>

**背景及び政策課題** 複数の慢性疾患、医療と介護の複合ニーズを有することが多く、高齢者の更なる増加を背景として、発生頻度が高い疾患に係る診療や患者の生活背景を把握した上で適切な診療や保健指導等を行うニーズが高まっていくことから、よくある疾患への一次診療や医療に関する患者からの相談への対応など、患者の多様なニーズに対応できる体制を構築できること。

**報告事項** 「実施している」「実施できる」ことが要件となる事項・・・(★)  
 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項（※下記の「その他の報告事項」は除く）」について院内掲示による公表をしていること（※1）(★)  
 かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無<sup>9</sup>、総合診療専門医の有無  
 17の診療領域（※2）ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★）  
 一次診療を行うことができる疾患（※3）  
 医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）(★)

**その他の報告事項**  
 医師数、外来の看護師数、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師数  
 かかりつけ医機能に関する研修の修了者数、総合診療専門医数  
 全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制（※4）の有無  
 全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況

傷病名	推計外来患者数(千人)	主な診療領域
高血圧	590.1	9. 循環器系
腰痛症	417.5	16. 筋・骨格系及び外傷
関節症（関節リウマチ、脱臼）	299.4	16. 筋・骨格系及び外傷
かぜ・感冒	230.3	6. 呼吸器、17. 小児
皮膚の疾患	221.6	1. 皮膚・形成外科、17. 小児
糖尿病	210	14. 内分泌・代謝・栄養
外傷	199.1	16. 筋・骨格系及び外傷、17. 小児
脂質異常症	153.4	14. 内分泌・代謝・栄養
下痢・胃腸炎	124.9	7. 消化器系
慢性腎臓病	124.5	10. 腎・泌尿器系
がん	109.2	-
喘息・COPD	105.5	6. 呼吸器、17. 小児
アレルギー性鼻炎	104.8	6. 呼吸器、17. 小児
うつ（気分障害、躁うつ病）	91.4	3. 精神科・神経科
骨折	86.6	16. 筋・骨格系及び外傷
結膜炎・角膜炎・涙腺炎	65	4. 眼
白内障	64.4	4. 眼
緑内障	64.2	4. 眼
骨粗しょう症	62.9	16. 筋・骨格系及び外傷
不安・ストレス（神経症）	62.5	3. 精神科・神経科
認知症	59.2	2. 神経・脳血管
脳梗塞	51	2. 神経・脳血管

傷病名	推計外来患者数(千人)	主な診療領域
統合失調症	50	3. 精神科・神経科
中耳炎・外耳炎	45.8	5. 耳鼻咽喉、17. 小児
睡眠障害	41.9	3. 精神科・神経科
不整脈	41	9. 循環器系
近視・遠視・老眼	39.1	4. 眼、17. 小児
前立腺肥大症	35.3	10. 腎・泌尿器系
狭心症	32.3	9. 循環器系
正常妊娠・産じょくの管理	27.9	11. 産科
心不全	24.8	9. 循環器系
便秘	24.2	7. 消化器系
頭痛（片頭痛）	19.9	2. 神経・脳血管
末梢神経障害	17.2	2. 神経・脳血管
難聴	17.1	5. 耳鼻咽喉
頸腕症候群	17	16. 筋・骨格系及び外傷
更年期障害	16.8	12. 婦人科
慢性肝炎（肝硬変、ウィルス性肝炎）	15.3	8. 肝・胆道・脾臍
貧血	12.3	15. 血液・免疫系
乳房の疾患	10.5	13. 乳腺

※ 一次診療を行うことができるその他の疾患を報告できる記載欄を設ける。

出典：厚生労働省令和2年「患者調査」全国の推計外来患者数

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfd=000032211984&fileKind=1>

## 17の診療領域

皮膚・形成外科領域、神経・脳血管領域、精神科・神経科領域、眼領域、耳鼻咽喉領域、呼吸器領域、消化器系領域、肝・胆道・脾臍領域、循環器系領域、腎・泌尿器系領域、産科領域、婦人科領域、乳腺領域、内分泌・代謝・栄養領域、血液・免疫系領域、筋・骨格系及び外傷領域、小児領域のこと。

# 定期報告の案内を受領する

## ログイン方法について

1

かかりつけ医機能報告\_定期報告開始のご案内

厚生労働省 G-MIS事務局 <habesse@gml.mhlw.go.jp>

返信 全員に返信 転送

2025/12/1 (月) 14:37

ご担当者様

2025年度のかかりつけ医機能報告制度に係る定期報告についてご案内いたします。

かかりつけ医機能報告制度とは、令和7年4月に施行され、令和8年1月から報告開始されるものであります。

今後、見込まれる複数の慢性疾患、医療と介護の複合ニーズ等を抱える高齢者の増加、生産年齢人口の減少にともなう医療従事者の確保の制約、加えて地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくために、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、地域の医療機関等をはじめとする多職種が機能や専門性に応じて連携し、効率的に質の高い医療を提供し、フリーアクセスのもと、必要な時に必要な医療を受けられる体制を確保することを目的として、令和5年5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が成立・公布され、同法において、かかりつけ医機能が発揮される制度整備が行われたものです。（詳細はリンク先の厚生労働省HPをご確認ください）。

当該制度においては、特定機能病院及び歯科医療機関を除く全ての病院・診療所を対象として、毎年1～3月までの間に都道府県知事に対してかかりつけ医機能（1号機能・2号機能）を報告することとされており、報告を受けた都道府県知事はその内容を公表するとともに、外来医療に関する地域の関係者と協議の場において報告し協議結果を公表することとされています。

つきましては、京都府における地域医療体制の確保のため、2025年度かかりつけ医機能報告制度に係る定期報告につきまして、ご協力をお願いいたします。

報告開始日：2026年1月1日（木）  
報告終了日：2026年3月31日（火）

なお、お忙しいところ恐れ入りますが、システムの仕様上、各医療機関から報告いただいた後、京都府において確認することで報告完了と見なされます。

報告終了日（3月31日）までに京都府による確認が完了するよう、ご報告時期につきましては可能な範囲でご配慮いただけますと幸いです。

12月4日（木）にG-MIS及び京都健康医療よろずネットにてご連絡しております。

① 都道府県から定期報告案内メールを受領します。

② 下記URLにアクセスします。

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>



タイトル	かかりつけ医機能報告制度に係る定期報告について
掲載開始日	2025年12月4日
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html</a>
各関係機関 様	2025年度のかかりつけ医機能報告制度に係る定期報告についてご案内いたします。 かかりつけ医機能報告制度とは、令和7年4月に施行され、令和8年1月から報告開始されるものであります。今後、見込まれる複数の慢性疾患、医療と介護の複合ニーズ等を抱える高齢者の増加、生産年齢人口の減少にともなう医療従事者の確保の制約、加えて地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくために、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、地域の医療機関等をはじめとする多職種が機能や専門性に応じて連携し、効率的に質の高い医療を提供し、フリーアクセスのもと、必要な時に必要な医療を受ける体制を確保することを目的として、令和5年5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が成立・公布され、同法において、かかりつけ医機能が発揮される制度整備が行われたものです。（詳細は添付のリーフレット及びリンク先の厚生労働省HPをご確認ください）。 当該制度においては、特定機能病院及び歯科医療機関を除く全ての病院・診療所を対象として、毎年1～3月までの間に都道府県知事に対してかかりつけ医機能（1号機能・2号機能）を報告することとされており、報告を受けた都道府県知事はその内容を公表するとともに、外来医療に関する地域の関係者と協議の場において報告し協議結果を公表することとされています。 つきましては、京都府における地域医療体制の確保のため、2025年度かかりつけ医機能報告制度に係る定期報告につきまして、ご協力をお願いいたします。 報告開始日：2026年1月1日（木） 報告終了日：2026年3月31日（火）

The screenshot shows the G-MIS login interface. At the top is the logo '厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム'. Below it are two input fields: 'ユーザ名' (User Name) and 'パスワード' (Password), both outlined in red. To the left of each field is a red numbered circle (3 for the first, 4 for the second). Below these is a large blue 'ログイン' (Login) button with a red outline and a red numbered circle (5) to its left. At the bottom left is a link 'パスワードをお忘れですか?' (Forgot Password?) with a lightbulb icon.

③ユーザ名を入力します。

④パスワードを入力します。

⑤「ログイン」をクリックします。

1. ユーザ名・パスワードは医療機能情報提供制度で作成したものを共通で利用します。
2. ユーザ名を忘れた場合は厚生労働省G-MIS事務局までお問合せください。  
【お問合せ先】  
050-3355-8230（平日9時～17時）
3. 設定したパスワードを忘れた場合や、パスワードを変更したい場合はパスワードの再設定ができます。

## ログイン先のシステムを選択する



- ⑥接続先選択画面の「G-MIS」をクリックします。



①「かかりつけ医機能報告制度」をクリックします。

医療機能情報提供制度の報告では、かかりつけ医機能報告制度で報告した内容を取り込むことができます。そのため、**かかりつけ医機能報告制度の報告対象医療機関（特定機能病院および歯科診療所を除く病院・診療所）は先にかかりつけ医機能報告制度より実施ください。**

# 定期報告画面を開く



②「定期報告」をクリックします。

③「OK」をクリックします。



保険医療機関番号確認画面

保険医療機関番号を持つ医療機関は、診療報酬項目の「算定回数」および「レセプト件数」の前年度実績件数をプレプリントできます。

プレプリントが必要な場合、前年度末時点の保険医療機関番号を入力してください。

なお、一度スキップした場合、診療報酬項目の「算定回数」および「レセプト件数」の前年度実績件数について、NDB集計データによるプレプリントはおこなわれませんのでご注意ください。

4 前年度末時点の保険医療機関番号：

5 保険医療機関番号をデータベースと照合する

6 OK

! a・b スキップする

閉じる



④ 前年度末時点の保険医療機関番号を入力します。**261+7桁の保険医療機関番号**です

⑤ 「**保険医療機関番号をデータベースと照合する**」をクリックします。

⑥ 「OK」をクリックします。



- a. 保険医療機関番号が不明等の理由で入力ができない場合、「スキップする」をクリックし⑦の手順に遷移します。
- b. 「スキップする」をクリックすると、診療報酬項目の「算定回数」および「レセプト件数」がプレプリント（自動入力）されませんので、ご注意ください。なお、誤って「スキップする」をクリックした場合でも、手順②で「報告取消」をしたうえで、「定期報告」をクリックすると入力し直すことができます。



- ④⑤⑥の手順を一度通過すると、次回以降のアクセス時は⑦の画面に遷移します。

# 報告項目に入力する (調査票入力一覧画面)

The screenshot shows a web-based reporting system interface. At the top, there are navigation links: ホーム (Home), 調査 (Survey), お知らせ (Announcements), お問い合わせ (Contact), FAQ, レポート (Report), 医療機関マスター (Medical Institution Master), and a search bar. Below the header, a title indicates the report is for '2025年度\_定期報告 (かかりつけ医機能報告制度)'. The main area displays various input fields and tables. A table titled '1号機能' (Function 1) contains five items: (1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能, (2) 通常の診療時間外の診療, (3) 入退院時の支援, (4) 在宅医療の提供, and (5) 介護サービス等と連携した医療提供. The last column of the table has a red circle with the number '7' and a blue button labeled '入力' (Input). Below the table, a note says: '各項目の入力を行う場合は、「入力」ボタンをクリックし、各報告項目で内容を入力してください。下記の各項目にかかる「入力状況」がすべて「入力完了」であることを確認し、「報告」ボタンをクリックしてください。' (When entering data for each item, click the 'Input' button and enter content for each reporting item. Confirm that the 'Input Status' for all items is 'Completed' and then click the 'Report' button.)

⑦「1号機能（1）日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能」の「入力」をクリックします。

 (④～⑥の保険医療機関番号をデータベースと照合する手順を実施し、成功した場合) 診療報酬項目の「算定回数」および「レセプト件数」の前年度実績件数が自動入力されています。各項目の「入力」をクリックしてご確認ください。

## 報告項目に入力する

## (1号機能 (1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能) (2/5)

## (1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

「かかりつけ医機能（1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）全て無し」として一括報告を実施する

※本項目へチェックを入れた場合、かかりつけ医機能（1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）の判定用項目全てに「無し」と入力されます

⑧

基本情報は医療機能情報提供制度で報告された情報を表示しています。基本情報の変更が必要な場合は医療機能情報提供制度より変更してください。

なお基本情報のうち、都道府県コード、都道府県名、機関コード、機関区分、保険医療機関番号は医療機能情報提供制度の報告画面では変更できません。

「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示により公表していること

\*「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表

①

無し（意向無し） 無し（意向有り） **有り**

※かかりつけ医機能に関する院内掲示を行っている場合は「有り」をご選択ください。

かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無

\*かかりつけ医機能に関する研修の修了者 ②

無し **有り**

(次ページに続く)

## ⑧各報告項目に入力します。 (前ページの続き)

!1

画面に記載の「具体的な機能」は法令に定めるかかりつけ医機能（1号機能）（※）を指しております。かかりつけ医機能を有することについて院内掲示を行っている場合は「有り」をご選択ください。

（※）継続的な医療を要する患者に対して、発生頻度の高い疾患についての診療を行い、日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療・保健指導を行い、必要な場合には、地域の医師・医療機関と協力して解決策を提供する機能。

!2

かかりつけ医機能に関係すると考える任意の研修を修了した者がいる場合は、「有り」を選択してください。なお、常勤、非常勤は問いません。

## 報告項目に入力する

## (1号機能 (1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能) (5/5)

8 医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）

\*医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）

不可（意向無し）  不可（意向有り）  可能

特記事項（1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）

特記事項 ①

1号機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）の有無の自動判別項目

1号機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）  
 無し  有り

9 その他の報告事項

キャンセル 一時保存 登録

⑧ 各報告項目に入力します。（前ページの続き）

⑨ 入力が完了した後、「登録」をクリックします。

!6 自身の専門領域にかかわらず、患者からの医療や健康等への相談に対応している場合は、「可能」をご選択ください。

!7 入力内容に応じて1号機能の有無が自動で判定されます。  
「無し」と反映された場合は、2号機能の入力は不要です。

# 入力内容を確認する（2/2）

**Q1** 1号機能 2号機能

**Q2** (1) 日常的な診療を統合的かつ継続的に行う機能

**27**

1つ前の報告内容	本報告の内容
「かかりつけ医機能（1号機能：日常的な診療を統合的かつ継続的に行う機能）全て無し」として一括報告を実施する	「かかりつけ医機能（1号機能：日常的な診療を統合的かつ継続的に行う機能）全て無し」として一括報告を実施する
※本項目へチェックを入れた場合、かかりつけ医機能（1号機能：日常的な診療を統合的かつ継続的に行う機能）の判定用項目全てに「無し」と入力されます。	※本項目へチェックを入れた場合、かかりつけ医機能（1号機能：日常的な診療を統合的かつ継続的に行う機能）の判定用項目全てに「無し」と入力されます。
基本情報は医療機能情報提供制度で報告された情報を表示しています。基本情報の変更が必要な場合は医療機能情報提供制度より変更してください。	基本情報は医療機能情報提供制度で報告された情報を表示しています。基本情報の変更が必要な場合は医療機能情報提供制度より変更してください。
なお基本情報のうち、都道府県コード、都道府県名、機関コード、機関区分、保健医療機関番号は医療機能情報提供制度の報告画面では変更できません。	なお基本情報のうち、都道府県コード、都道府県名、機関コード、機関区分、保健医療機関番号は医療機能情報提供制度の報告画面では変更できません。
都道府県コード 02	都道府県コード 02
都道府県名 東京都	都道府県名 東京都

① 入力内容が反映された院内掲示用の帳票を出力することができます。（詳細は「院内掲示用の帳票を出力する」を参照）

## ②7 入力内容を確認します。

- タブを切り替えると各項目の回答内容を確認できます。
- 画面左側の「1つ前の報告内容」とは、本報告の前回の報告情報を示し、見比べながら報告内容を確認することができます。

院内掲示用の帳票を出力する際の手順です。

報告  
2025年度\_定期報告（かかりつけ医機能報告制度）

正式名称	正式名称（フリガナ）	所在地	報告状況	規制状況
直営施設				
各種認定状況				
日常的な診療を有する かつ機能的に行き来能	通常の診療時間外の診療	入退院時の支援	在宅医療の提供	介護サービス等と 連携した医療実績
有り	有り	有り	有り	有り

①「帳票出力（院内掲示用）」  
をクリックします。

PDFファイル出力

以下のファイルをダウンロードします。  
※編集中の項目は保存するまで反映されません。  
また、ファイル名に設定される日時は「ファイルダウンロード」ボタン押下日時です。  
ファイルダウンロード中に報告データが変更された場合には  
変更が反映された状態で出力される可能性もございますのでご注意ください。

院内掲示様式

上記ファイルをダウンロードする場合は「ファイルダウンロード」ボタンを、  
元の画面に戻る場合は「キャンセル」ボタンを押してください。

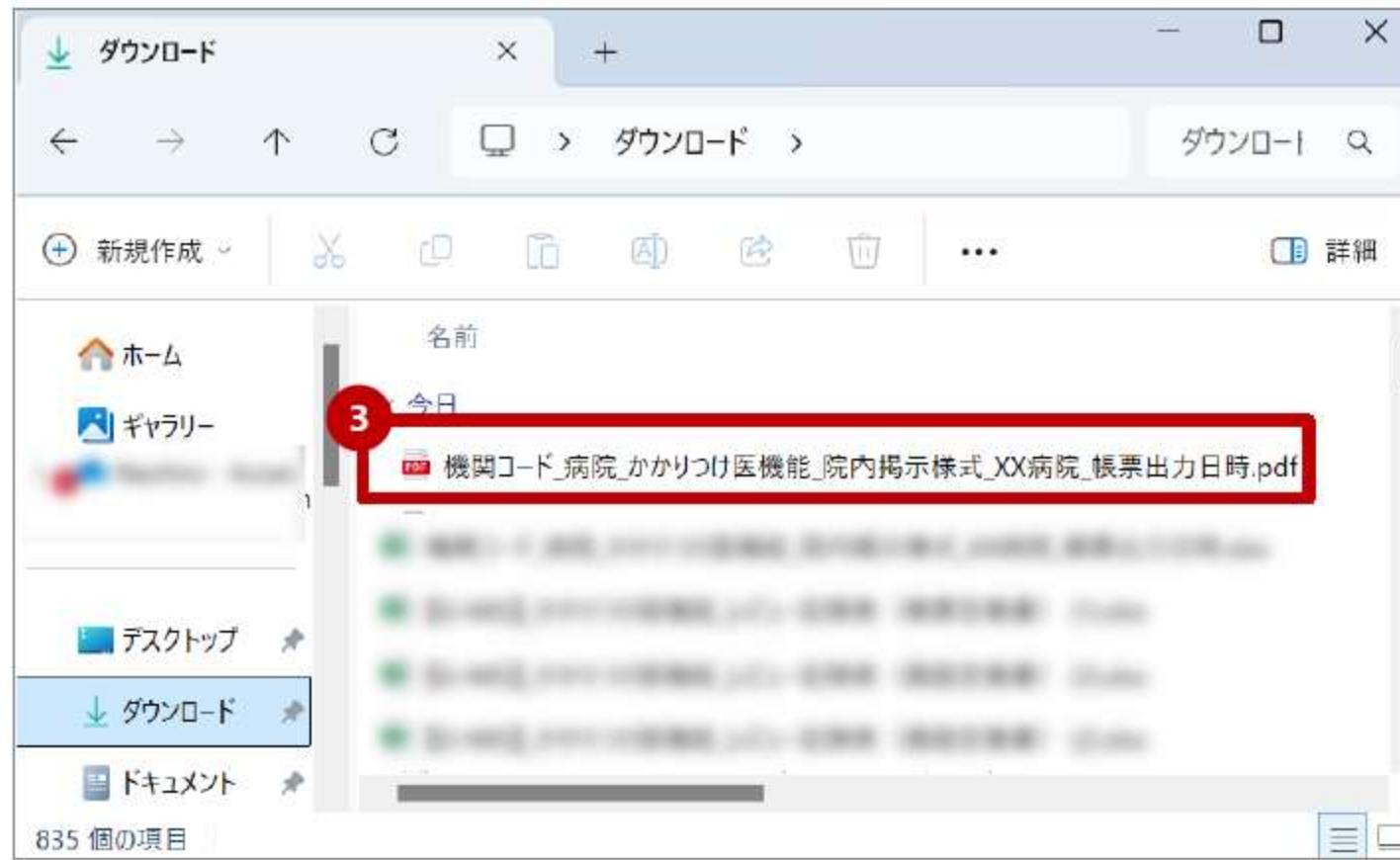
2

ファイルダウンロード    × キャンセル

②「ファイルダウンロード」をクリック  
します。

かかりつけ医機能を有する医療機関の要件として、報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示する必要があります。G-MISより出力する場合は、本手順で出力してください。

## 院内掲示用の帳票を出力する（2/2）



- ③ダウンロードしたファイルを開きます。
- ④ファイルを印刷します。

Q. かかりつけ医機能報告を行うために新たにG－M I Sのアカウント申請が必要ですか。

▶ 医療機能情報提供制度において、既にG－M I Sのアカウントを有している場合は、当該アカウントにてかかりつけ医機能報告が可能となりますので、新規申請は不要です。  
一方で、まだG－M I Sのアカウントを有していない医療機関においては、新規アカウントの申請が必要になりますので、下記の申請フォームからアカウントの申請をお願いいたします。

**G-MIS新規ユーザ登録申請フォーム**

**<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>**

Q. 1号機能の報告事項「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」は、どのような研修が該当しますか。

▶ 「かかりつけ医機能に関する研修」で報告いただく研修は、当面の間、報告を行う医療機関において「かかりつけ医機能」に関連すると考える任意の研修を報告していただくようお願いいたします。  
なお、報告対象となる望ましい研修項目につきましては、「かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について（通知）」（医政総発0827第1号）にて整理しておりますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

**※10月27日（月）に京都健康医療ようすネットに掲載しています。**

# 「かかりつけ医機能報告のための医師の研修項目の詳細な整理等を行う研究」総括研究報告書概要

よくあるお問合せ

## 座学研修（知識）

### 基本的な考え方

座学研修（知識）は、今後我が国において、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有する高齢者の増加、生産年齢人口の減少等が見込まれる中で、地域によって大きく異なる人口構造等の変化に対応し、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現するため、かかりつけ医機能を担う医師として頻度の高い疾患への対応ならびに地域連携・多職種連携等を実践する際に知識面での補強を図ることを目的とするものである。

座学研修（知識）は、E-ラーニングの受講や、各種講習会・研修会の実施、学術雑誌や医学誌を活用した学習など、幅広いメニューによって提供されるものである。

また、座学研修（知識）は、各医師が項目を選択して知識の補強、修得を目指すものであり、当該項目に係る研修修了認定等については研修実施団体において確認・判断する。

## 実施研修（経験）

### 基本的な考え方

実地研修については、複数の慢性疾患、認知症、医療・介護の複合ニーズ等をかかえる高齢者が増加する中で、地域においてかかりつけ医機能を確保するため、在宅医療や幅広い診療領域の患者の診療等について、現場での診療等の経験を通じて理解を深め、かかりつけ医機能を担う医師としての実践力を養うことを主な目的としており、現場での診療等の経験を通じて実地で実践力を養うものである。これに加えて、地域の医療機関等とのネットワークを強化し、相談連携体制の構築、強化等の効果も期待する。地域の診療所等で診療実績がある医師等については、通常の診療等を通じた実地の実践によって、実地研修の内容が修得されていることが考えられる。

### 具体的研修項目

- (1) 頻度の高い疾患への対応、初期救急の実施・協力
  - ・初診時の対応、緊急時の対応
- (2) 高齢者の診療、介護保険・障害者福祉制度の仕組み、障害者への合理的配慮や障害特性の理解
  - ・高齢者の特性に基づいた診療、高齢者総合機能評価（CGA）の実践
- (3) 在宅医療、多職種連携・チームビルディング
  - ・在宅医療における4つの場面（入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りの対応）

### 具体的研修項目

- (1) 幅広い診療領域の患者の診療、時間外・救急対応
  - ・休日・夜間の救急診療 等
- (2) 入退院時の支援、在宅医療の提供
  - ・地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加
- (3) 介護サービス等との連携
  - ・地域ケア会議・サービス担当者会議等への参加
- (4) その他の取組（健診・予防接種等の地域保健活動、学校医、産業医等の活動等）

# Q. 2号機能の通常の診療時間外とは具体的にどの時間になるか。

## 2号機能 (1) 通常の診療時間外の診療

No.	分類	項目名	選択肢	項目説明
3	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況	自院の外来患者又は家族からの平日準夜帯（概ね午後6時から午後10時）・平日深夜帯（概ね午後10時から明早6時）・休日の対応	0：無し（意向無し） 1：無し（意向有り（診療時間外の診療対応）） 2：無し（意向有り（診療時間外の電話対応）） 3：無し（意向有り（一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応）） 4：無し（意向有り（一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応）） 5：有り（診療時間外の診療対応） 6：有り（診療時間外の電話対応） 7：有り（一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応） 8：有り（一定の対応に加えて複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応）	診療時間外である平日準夜帯、平日深夜帯、休日に、外来患者や家族に対し何らかの診療や電話対応を行っている場合は選択値「有り」の中で該当する項目をすべてご選択ください。今後対応を検討している場合は、選択値「無し（意向有り）」の中で該当する項目をご選択ください。

## Q. ネット環境が無い場合はどうすればよいか。

京都府健康福祉部医療課までご連絡ください。様式を送付させていただきます。後に記載後の様式を返送いただけましたら当課で代理入力させていただきます。なお、原則的にはG-MISを活用しご報告いただきたく思いますので、ネット環境の整備につきまして、ご検討いただけますと幸いです。

京都府健康福祉部医療課

メール : [iryo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:iryo@pref.kyoto.lg.jp)

電話番号 : 075-414-4748・4652（土日祝日を除く平日8時30分～17時15分）

## Q. G-MISにかかりつけ医機能報告制度が表示されない。

かかりつけ医機能報告制度の権限が無い場合、G-MISホーム画面に「かかりつけ医機能報告制度」ボタンが表示されません。

報告対象にもかかわらず、かかりつけ医機能報告ができない場合、G-MIS事務局へお問合せいただくようお願いいたします。

厚生労働省G-MIS事務局

メール : [helpdesk@gmis.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk@gmis.mhlw.go.jp)

電話番号 : 050-3355-8230(土日祝日を除く平日9時～17時)

## Q. G-MISのID、パスワードがわからない。

IDを忘れた場合は、G-MIS事務局までご連絡ください。

パスワードを忘れた場合は、ログイン画面から「パスワードをお忘れですか」をクリックし、再設定の手続をお願いいたします。

なお、パスワード再設定に係る連絡は、G-MISに登録されているメールアドレスあてに届くことになっておりますので、登録されているメールアドレスがご不明な場合や変更されたい場合は、京都府健康福祉部医療課までご連絡ください。



ココです。

## Q. その他、かかりつけ医機能報告制度に関するお問い合わせ

京都府健康福祉部医療課

メール : [iryo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:iryo@pref.kyoto.lg.jp)

電話番号 : 075-414-4748・4652（土日祝日を除く平日8時30分～17時15分）

## システム停止期間について

令和7年度かかりつけ医機能報告制度における機能リリースに伴い、G-MISにおける本制度機能が12/22(月)から12/31(水)まで停止しています。

機能停止に伴い、G-MISホーム画面において、「かかりつけ医機能報告制度」ボタンが非表示となっています。



## 本制度に係るマニュアル等について

本制度のマニュアルにつきましては、京都府のHPで公表しております。併せて、ガイドラインや周知にご活用いただけるリーフレット（厚生労働省作成）も掲載しておりますのでご活用ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/iryo/kakaritukeikiouhoukoku/kakaritukeikinouhouku.html>



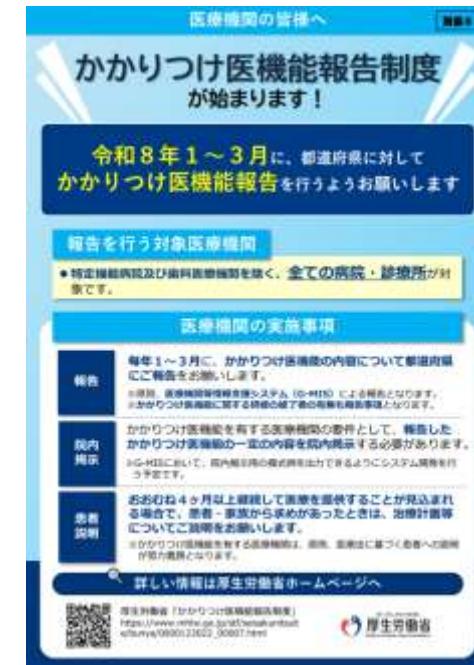
[トップページ](#) > [子育て・健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > [京都府の医療施策について](#) > [かかりつけ医機能報告制度について](#)

X ポスト

### かかりつけ医機能報告制度について

医療法第30条の18の4第1項の規定により、病院、診療所（医療法施行規則第30条の33の15に規定される病院又は診療以外）は、慢性疾患有する高齢者等を地域で支えるために必要なりつけ医機能について都道府県知事へ報告し、都道府県知事は報告をした病院、診療所がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の報告するとともに公表することとされています。

また、都道府県知事は外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能保るために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表することとされています。



説明は以上となります。  
ご清聴ありがとうございました。